団体用事務ブース使用規程

１　目的

団体用事務ブース（以下「事務ブース」という。）について、ボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体に対し、その組織立ち上げ等のための事務局機能として利用促進を図るため、使用に係る取扱基準を定める。

２　対象団体

対象団体は、次の団体とする。

ただし、営利を目的とする団体及び個人の使用は、対象としない。

（１）ＮＰＯ法人、ボランティア団体及び余暇・文化活動団体で、秋田県内において継続的に活動している団体（法人格の有無は問わないが、法人格のない団体については、規約、活動内容等が明確な団体に限る。）

（２）民法による法人（※1）、特別法による法人（※2）及び共益団体（※3）

※1：社団法人及び一般法人

※2：社会福祉法人、医療法人等（ＮＰＯ法人は含まない）

※3：組織の構成員の利益に資することを目的とする団体

３　使用団体の優先順位

事務ブースの使用申込みがあった場合、使用に関する団体の優先順位は次のとおりとする。なお、同順位の団体が複数ある場合はくじ引きにより決定する。

①　組織立ち上げ後、３年未満のボランティア団体、ＮＰＯ、ＮＰＯ法人

②　組織立ち上げ後、３年以上のボランティア団体、ＮＰＯ、ＮＰＯ法人

③　過去に使用したことがあるボランティア団体、ＮＰＯ、ＮＰＯ法人

④　民法による法人、特別法による法人及び共益団体

４　使用期間及び申込方法

（１）上記３の使用期間は、原則として、それぞれ次のとおりとし、使用希望者は、別紙様式に必要事項を記載のうえ、事務室へ提出する。

①の団体は３年間

②の団体は３年間

③の団体は１年間

④の団体は使用許可のあった年度末

（２）県政運営上の重要な位置を占める活動、広く県民を対象とする活動等を目的とする場合で、当該センターを活動拠点とすることが特に重要と判断されるものについては、上記（１）によらないことができる。

５　使用期間満了前の途中退去

やむを得ない事情により使用期間満了前に途中退去する場合には、退去予定日の１か月前までに事務室へ申し出ることとする。

６　使用期間満了後の更新

（１）使用期間満了後、なお空きのある場合は、１年毎に更新することができる。

ただし、新規の申込みがあったとき、又は業務上やむを得ない事由が生じたときは、更新した使用期間中であっても、使用団体に対して２か月前までに予告す

ることにより、使用許可を取り消すことができる。
（２）使用期間満了日の直近５か月の利用実績が２０日未満の場合、更新は認めない。

７　受付時期

申込みの受付は、事務ブースに空きがある場合又は空きが生じる場合、行うものとし、空きがない場合は、原則受け付けない。

ただし、新規の申込みがあり、かつ、上記６により使用している団体がある場合は、申込みを受け付けることができる。

８　募集の周知時期

使用期間満了に伴う事務ブースに係る募集の周知時期は、当該期限の１か月前とする。

９　使用上の注意事項

その他使用にあたっては別添注意事項を遵守すること。

10　適用

この運用については平成２０年７月１８日から適用する
（平成２０年７月１８日　県政－８３３　協議事項）
この運用については令和５年４月１日から適用する
（令和６年４月１日　地推－３０　通知）